

平成29年度 第5回 北見市上下水道審議会 概要録

日 時	平成29年10月3日(火) 午後2時00分～3時30分	
場 所	北見市役所桜町仮庁舎 会議室	
出席者	委 員	渡邊会長、山下副会長、山本委員、森谷委員、尾崎委員、大前委員、林委員、水田委員、山田委員、舛川委員、小室委員、高橋委員 (欠席：吉田委員、市川委員)
	事務局	小林公営企業管理者、松本上下水道局長、駒井上下水道局次長、田中上下水道局次長、磯部経営企画課長、山内総務課長、笠原水道課長、高木下水道課長、下出給排水課長、荒木浄水場長、横尾浄化センター所長、福島端野上下水道課長、吉川常呂上下水道課長、細川留辺蘂上下水道課長、永山経営企画課財務係長、唐経営企画課経理係長、星総務課料金係長、村井水道課計画係長、寒河江下水道課計画係長、泉谷総務課総務係長、森谷、井上
議事等	<p>議題</p> <p>1.水道料金及び下水道使用料について</p> <p>(1) 水道料金の全国的な状況について</p> <p>(2) 他都市における水道料金の改定状況について</p> <p>(3) 北見自治区(旧北見市)における改定経過について</p> <p>(4) 水道料金の段階的引き上げの検討について</p> <p>(5) 料金体系について</p> <p>※答申に向けた意見集約</p> <p>2.下水道計画区域の縮小について</p> <p>(1) 北見市における下水道の現状と課題</p> <p>(2) 下水道区域について</p> <p>(3) 区域縮小方針</p> <p>(4) 今後のスケジュール</p>	
主な議事内容		
<p>議題</p> <p>1.水道料金及び下水道使用料について</p> <p>(1) 水道事業の全国的な状況について</p>		
		<p>資料1 ページ。</p> <p>「①国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」、国の厚生科学審議会生活環境水道部会、水道事業</p>

の維持・向上に関する専門委員会が水道事業の基盤強化等について議論し、平成 28 年 11 月、課題に対する具体的な対応等について、国に対し提言を行った。

下段の②水道法の改正について、水道事業の維持・向上に関する専門委員会の提言などを踏まえ、平成 29 年 3 月、水道法の改正案が第 193 回通常国会に提出され、国会の閉会に伴い、継続審議となっていた。

なお、今般の衆議院の解散に伴い、同法案は廃案となったが、厚生労働省より、水道を取り巻く厳しい状況はもはや待ったなしの状況であり、一日も早い成立が望まれていると考えていることから、今後、同法案の国会への再提出に尽力する旨連絡があった。

別冊資料を参照。

資料 1 として、水道事業の維持・向上に関する専門委員会の提言書を掲載した。

別冊資料 1 ページ。

水道事業をめぐる現状と課題について、今般の諮問に大きく関わる部分に色付けをした。

一段落目では、現在、我が国の水道は 97.8%の普及率に達し、水道は、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている一方、以下に掲げる喫緊に解決しなければならない課題を抱えていると記載されている。

課題の一点目として、人口減少社会が到来し、今から約 40 年後、日本の人口は 8,600 万人程度となると推計されている。それに伴い、水需要も約 4 割減少すると推計されている。給水量の減少は、直接料金収入の減少につながり、特に小規模な水道事業者において、経営状況の急激な悪化が懸念されること、二点目では、高度経済成長期に整備された水道は、その施設の老朽化が進行し、これまでの施設投資額の約 6 割を占める水道管路の経年化率は年々上昇しているにもかかわらず、管路の更新が進んでいない。

仮に、現状の更新率のまま推移とした場合、全ての管路の更新に約 130 年かかる計算となっていること、また、下段では、水道料金に関わり、約 5 割の上水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている一方、水道料金の値上げを行った水道事業者は、平成 22 年～平成 26 年の年平均で全体の約 4%にとどまっている。十分な更新費用等を水道料金原価に見積もっていない

場合が多いと考えられ、このままでは老朽化・耐震化費用の増大と水需要の減少とが相まって、将来、急激な水道料金の引き上げを招くおそれがある、と記載されている。

別冊資料 5 ページ。

課題に対する具体的な対応として、更新需要及び財政収支の見通しの試算並びに計画的な更新が提言された。

高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しているにもかかわらず、管路の更新が進んでおらず、老朽化が進行し、各地で漏水事故なども相次いでいる。こうした中、水の将来にわたる安定供給を図るためには、長期的視野に立った計画的な施設の更新・耐震化が必要であるが、中長期的な水道施設の更新需要及び財政収支の見通しを試算した上で、実際の施設更新の計画や財政計画に反映しているのは、上水道事業者全体の約 16%にとどまっていること、水道事業者は、中長期的な水道施設の更新需要及び財政収支の見通しを試算し、施設の重要度や健全度を考慮して具体的な更新施設や更新時期をあらかじめ定める、いわゆるアセットマネジメント、長期的視野に立った計画的な資産管理により、計画的に施設を更新するよう努めなければならない旨を法律上位置付けるべきであること、将来にわたり水道を持続するため、施設更新及びそのための財源の確保が必要であることについて、住民等の理解を醸成していくために、更新需要と財政収支見通しの試算を行った場合には、わかりやすい形で公表するよう努めなければならない旨を法律上位置付けるべきである、と記載されている。

また、資料の下段では、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定が提言されている。老朽化・耐震化費用の増大と人口減少に伴う水需要の減少とが相まって、将来水道事業の急速な経営状況の悪化が懸念されており、将来にわたり水道事業を持続可能なものとするためには、長期的な見通しに基づいて水道料金を設定することが求められる。6 ページでは、水道料金は総括原価主義を採用しており、水道事業の持続性確保のための取組も含めて、提供されるサービスの内容を見込んだ総括原価に基づき料金が設定されることが必要である、水道法の目的に「清浄にして豊富低廉な水の供給」がうたわれている。水道が国民生活に欠くことのできないライフラインであることに鑑み、「清浄にして豊富低廉」という文言は維持しつつ、将来にわたり、健全な経営の下で、安

定期的な水の供給が確保されるべきことを水道法の体系において明確にすべきである。また、持続可能な水道を保つための料金原価とするため、将来の施設更新に必要な財源として資産維持費が計上されるべきことについて、併せて周知徹底を図るべきであること、将来の施設更新需要等を考慮した水道料金の設定について、水道事業者には主体的に、3年から5年の定期的な検証及び必要に応じた見直しを行うことが求められる。また、認可権者は水道事業者に対し、水道料金の定期的な検証を促すべきであること、と記載されている。

別冊資料 14 ページ以降に、提言の参考資料が掲載されており、一点だけ説明を行う。

別冊資料 21 ページ、下段を参照。家計の消費支出における公共料金の比較が掲載されている。青の棒グラフが水道料金、緑の棒グラフがガス料金、黄色の棒グラフが電気料金となっており、1975年から2014年まで、人口5万人以上の都市における一か月当たりの平均金額を比較している。水道料金の金額は、ガス料金・電気料金と比較して相対的に低く、また、1990年以降の金額は、ほぼ横ばいとなっている。

別冊資料 28 ページの資料 2 を参照。水道法改正案の抜粋を掲載した。水道法の新旧対照表で、上段が改正案、下段が現行法である。

別冊資料 28 ページ、第 14 条参照。水道料金に関わる改正案であるが、初めに、下段の現行法を参照。「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なものであること。」と規定されている。これに対し、上段の改正案では、現行法に「健全な経営を確保することができる」の一文が追加されている。これは、先ほどの提言にもあった総括原価主義の採用、及び資産維持費の計上を念頭に置いたものと考えられる。

別冊資料 29 ページ。

水道施設の計画的な更新等として、改正案で新設された条文であるが、水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない、また、水道事業者は、厚生労働省令で定めるところによ

	<p>り水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない、とされている。</p> <p>水道法の改正案は、衆議院の解散により廃案となり、今後、国会への再提案が目指されるものと聞いているが、同法案が成立した場合、水道事業を取り巻く状況は、大きく変化していくものと考えられる。</p>
(2) 他都市における水道料金の改定状況について	
	<p>資料 2 ページ。</p> <p>「(2)他都市における水道料金の改定状況について」、平成 25 年以降の改定事例を表に示す。</p> <p>上段の「①北海道内」の表を参照。初めに、1 番と 2 番の千歳市で、平成 30 年と平成 34 年の二段階で引き上げ改定を行うこととしており、平成 30 年で 17.50%の引き上げを行い、更に平成 34 年で 15.00%程度の引き上げが予定されている。3 番の釧路市では、平成 30 年からの 19.50%の引き上げが、先日の市議会で決定されている。このほか、三笠市で 14.80%、紋別市で 11.00%、美唄市で 30.00%など、大きな引き上げ改定が実施された。</p> <p>下段の「②北海道外」では、茨城県ひたちなか市の 18.40%を初め、22 の都市で引き上げ改定が実施された。</p>
(3) 北見自治区（旧北見市）における改定経過について	
	<p>資料 3 ページ。</p> <p>次に(3)北見自治区(旧北見市)における改定経過について、上段の①水道料金を参照。</p> <p>表に改定率と改定後料金を記載しているが、住宅用、メーター口径 20 mmで、月に 13 m³使用の場合を示す。</p> <p>北見自治区の水道料金は、これまでに 6 回の改定を行った。昭和 41 年、25.18%の引き上げから始まり、昭和 48 年では 38.52%で 203 円の引き上げ、昭和 52 年では 65.34%で 477 円の引き上げ、昭和 53 年では 45.40%で 548 円の引き上げ、平成 5 年では 29.23%で 513 円の引き上げ、平成 22 年では 18.30%で 415 円の引き上げを実施しており、いずれも大きな引き上げ改定となっている。</p> <p>下段②下水道使用料では、7 回の改定を行った。昭和 55 年の</p>

	<p>76.50%の引き上げから始まり、昭和 58 年では 46.67%で 393 円の引き上げ、昭和 63 年では 27.29%で 337 円の引き上げ、平成 6 年では 13.42%で 211 円の引き上げ、平成 17 年では 7.85%で 140 円の引き上げ、平成 22 年では 17.37%で 334 円の引き上げ、平成 26 年では 3.54%で 80 円の引き上げを実施しており、近年は、資金不足の解消などを目的に、短期間で引き上げ改定が続いている。</p>
<p>(4) 水道料金の段階的引き上げの検討について</p>	
	<p>資料 4 ページ。</p> <p>検討にあたっては、上段の「ア. 資産維持費を含めない場合」で、記載の 3 種類、また、「イ. 資産維持費を含める場合」では、資産維持率を 0.10%と仮定した場合の改定率、19.59%により、記載の 2 種類の試算を行った。</p> <p>資料 5 ページ。</p> <p>上段の「ア. 資産維持費を含めない場合」の表を参照。</p> <p>表の初めに、55.08%の引き上げを行った場合の料金を掲載している。55.08%は、前回の審議会で説明したとおり、水道料金算定要領で標準とされている、資産維持率 3%相当の資産維持費を含めた場合の改定率だが、表の右側、備考に記載のとおり、現時点の試算では、必要な更新事業を実施するためには、資産維持率を 3%程度とすることが必要となっているので、これを踏まえた検討が必要と考えられることから掲載をしたもの。表に記載のとおり、平成 30 年で 55.08%の引き上げ改定を実施した場合、当市住宅用の平均使用量である 13 m³使用の場合で、現行料金の 2,683 円に対し、1,466 円増の 4,149 円に、3 人から 4 人世帯の標準的な使用量である 20 m³使用の場合で、現行料金の 3,946 円に対し、2,153 円増の 6,099 円となる。</p> <p>それでは、段階的引き上げの検討について、初めに、青色表示の①は、今期の改定率を 18.36%とし、平成 30 年 10 月で一度に引き上げを行う場合で、13 m³使用では 486 円増の 3,169 円、20 m³使用では、713 円増の 4,659 円となる。また、次期、平成 34 年の改定率の試算では、資産維持率を 3%とした場合、36.04%の引き上げ改定が必要となる試算結果となった。</p> <p>次に、緑色表示の②は、今期の改定率を 18.36%とするが、平成 30 年 10 月と平成 32 年 10 月で、二分の一ずつ、二段階で引き上げを行う場合で、13 m³使用では平成 30 年に 243 円の増で平成</p>

	<p>32年に243円の増となり、20 m³使用では平成30年に356円の増で平成32年に357円の増となる。また、①に対して水道料金が424,000千円の減収となり、借入金が増加することから、金利負担により、次期改定率の試算では、①に対して0.16%増の36.20%となるが、期間内で①と同じ料金水準に達することから、①と概ね同様の改定率となった。</p> <p>次に、赤色表示の③は、今期の改定率を10.00%と仮定し、期間をまたいで段階的引き上げを行う場合で、13 m³使用では261円の増、20 m³使用では381円の増となる。①に対して水道料金が765,000千円の減収となり、次期改定率の試算では、①に対して10.93%増の46.97%となった。</p> <p>なお、資料に米印で記載しているが、水道料金算定要領では、期間的な負担の公平が保たれるよう配慮されなければならないとされており、ある期間に算定された料金原価は、その期間の水道利用者が負担すべきであり、他の期間の水道利用者に負担させることは妥当ではないとされている。</p> <p>次に、資料下段のイ．資産維持費を含める場合を参照。</p> <p>これまで説明してきたとおり、資産維持費の算出基礎となる資産維持率は3%を標準とし、各水道事業者が、施設の更新状況などを勘案して決定することとしていることから、ここでは資産維持率を0.10%と仮定した場合の改定率、19.59%により段階的引き上げを検討した。</p> <p>初めに、青色表示の①は、今期の改定率を19.59%とし、一度に引き上げを行う場合で、13 m³使用では514円の増、20 m³使用では756円の増となり、次期改定率の試算では、34.57%となった。</p> <p>最後に、緑色表示の②は、今期の改定率を19.59%とし、期間内の二段階で引き上げを行う場合で、13 m³使用では、平成30年に257円の増、平成32年に257円の増、20 m³使用では、平成30年に378円の増、平成32年に378円の増となる。また、①に対する水道料金の減収額は452,000千円、次期改定率の試算では、①に対して0.16%増の34.73%となった。</p>
委員	<p>(質疑)資産維持費を0.1%含めると18.36%に0.1%を足すということではなく、19.59%になるというのは、将来の見込みを含めた数字ということか。</p>

事務局	(応答)資産維持費は、固定資産の帳簿価格に率を掛けて算出しており、0.1%かけると年間 2,800 万円程度になる。算出の方法として 0.1%の資産維持率の場合は 19.59%になるということである。
委員	(補足)資産維持費を 3%で見込むと高い改定率となるため、0.1%で試算したということである。

(5) 料金体系について

	<p>資料 6 ページ。</p> <p>当市の水道料金では、住宅用と住宅用以外の用途を設定し、生活用水の確保の観点から、住宅用の料金を低く抑えている。</p> <p>このような用途別料金制は、北海道内の 35 市のうち 30 市で採用されているが、用途間の料金差について統一的な基準はなく、各自治体がそれぞれ独自の考え方で、料金差を決定している。</p> <p>前回の会議の資料で示したとおり、北見市では他都市に比較して住宅用と住宅用以外の料金差額が小さくなっている。</p> <p>上段の表を参照。</p> <p>用途別料金制を採用している道内 30 市のうち、登別市は北見市と住宅用の料金が類似しており、また、料金比の平均値が近くなっている。また、札幌市からは転入・転出が多いことから参考までに記載した。</p> <p>メーター口径 20mm における月の使用量 13 m³と 20 m³の場合で住宅用、住宅用以外のそれぞれの料金、差額、比率を記載した。</p> <p>一月 13 m³使用の場合では、北見市で住宅用が 2,683 円、住宅用以外が 3,243 円で、その差額が 560 円、住宅用以外に対する住宅用の比率は 1.209 倍となっている。同様に登別市では、「住宅用」が 2,630 円、「住宅用以外」が 3,842 円でその差額が 1,212 円、比率が 1.461 倍と当市と比べて住宅用の料金が安いにもかかわらず、住宅用以外の料金が高い。また、札幌市においても同様の傾向となっている。一月 20 m³使用の場合では、北見市では住宅用が 3,946 円、住宅用以外が 4,762 円その差額が 816 円、比率が 1.207 倍となっている。</p> <p>同様に登別市では、住宅用が 3,969 円、住宅用以外が 5,428 円でその差額が 1,279 円、比率が 1.3221 倍と一月 13 m³使用の場合と同様に料金差額が大きくなっている。</p> <p>下段のグラフを参照。</p> <p>ただいま説明した北見市、登別市、札幌市の住宅用及び住宅用</p>
--	--

	<p>以外の一月 20 m³使用までの使用水量ごとの料金のグラフである。</p> <p>赤色線が北見市、青色線が登別市、緑色線が札幌市となっており、実線が住宅用、点線が住宅用以外の料金となっている。</p> <p>赤色実線の①では北見市の住宅用、赤点線の②では北見市の住宅用以外、青実線の③では登別市の住宅用、青点線の④では登別市の住宅用以外、緑実線の⑤では札幌市の住宅用、緑点線の⑥では札幌市の住宅用以外となっている。</p> <p>実線表記の住宅用では、当市は3市の中では1番高いライン、点線表記の住宅用以外では、3市の中で1番安いラインとなっており、また、一月の使用量の13 m³と20 m³の住宅用及び住宅用以外の料金差の部分に矢印を表示しているが、北見市の赤色と比べ青色の登別市、緑色の札幌市の矢印が長いことから、住宅用と住宅用以外の料金差が大きいことがわかる。</p>
委員	(質疑)住宅用と住宅用以外の差が縮まった場合、今回の料金値上げに関係してくるのか。
事務局	(応答)北見市の場合は、住宅用と住宅用以外の差が他都市より小さく、仮に今回料金の引き上げを行う場合、全体を一律18%上げるのか、それともこの差を見直すことで、例として住宅用は17%で住宅用以外は19%になる、という風に関係してくると思われる。他都市の標準的なところにこの料金の差額をあわせることで、住宅用の料金の改定率を引き下げることが可能になってくる。
委員	(質疑)住宅用以外の率を上げれば住宅用は18.36%上げなくてもよくなるということか。
事務局	(応答) はい。ただ、水量については住宅用が圧倒的に多いため、改定率への影響は一概には言えないが、住宅用の改定率を抑えることができるという検討材料の一つにはなると思う。
委員	(補足)4番で段階的引き上げを試算し、率を上げたらどうなるかについて説明があった。その中で住宅用と住宅用以外で按分することも可能ということである。
(1)～(5)	全体についての質疑応答
委員	(質疑)水道料金の支払いは2か月に1回であるが、何年前から行

	<p>っているのか。また、その時に発生した問題点は。</p> <p>事務局 (応答)2 か月に1回の隔月検針については、平成22年6月に開始した。これに伴い、利用者から一度の支払金額が大きくなることへの負担を指摘されている。そのような方々については、上下水道料金センターの窓口にて分割納付という対応をしている。</p> <p>委員 (質疑)5 ページの米印に記載の公平的な負担とは、具体的にどういふことか。</p> <p>事務局 (応答)(ア)に資産維持費を含めない場合に、18.36%必要ということになっている。これについては、この4年間の期間に実際に発生する費用をまかなうために18.36%必要となっている。資産維持費はこれとは別で、実際に発生する費用に将来を踏まえて加算していくというもので、この18.36%に含まれている費用は実際に発生する経費であり、仮に今回18.36%を引き上げないとするならば、この4年間に発生する費用の回収を将来に寄せることになるので、そこが水道料金算定要領では妥当ではないとされている。</p> <p>委員 (質疑)4年間で必要な引き上げ率は18.36%となっているが、その後の考慮はしていないということか。</p> <p>事務局 (応答)そうである。</p> <p>委員 (質疑)4年間に限るといふことか。</p> <p>事務局 (応答)はい。</p> <p>委員 (補足)将来に負の遺産を先送りしないということである。</p>
※答申に向けた意見集約	
	<p>1. 水道料金</p> <p>(1)改定の要否</p> <p>総括原価の試算結果、今後の人口減少や施設の更新事業費などを踏まえ、今期における引き上げ改定の必要性について。</p>

委員	(意見)引き上げるべきである。
委員	(意見)引き上げていかないとやっていけないのでは。 (集約結果)総括原価の試算結果、施設の更新財源を確保する必要があること、算定期間内で赤字の発生が見込まれることから、改定が必要である。 (2)改定率 引き上げ改定が必要とする場合の改定率について。また、資産維持費を料金原価に含めることの必要性について。
委員	(意見)資産維持費を含めた方がよい。
委員	(意見)0.1%にするかどうかは別だが、将来を考えると含めた方がよい。
委員	(意見)健全な体質を作るために含めるべきであると言わざるを得ない。
委員	(意見)18.36%の改定と新聞報道があったが、非常に高いということで、色々な方と話をしても話題に上がる。我々審議員は19.59%上がる理由については資産維持費を含めるからであると理解できるが、18.36%をベースにしていかなければ、何も説明を受けていない一般市民にはなかなか理解してもらえないのではないか。
委員	(意見)説明を受けている我々は理解しており、将来に負担が先送りになるので、基本的には18.36%としたいが、1%でもさらに上乗せすることが将来に対する準備であり、あえてその説明はした方がよいと思う。聞いていない方からすれば、18.36%でも高いと思うかもしれないが、説明を受けた我々が言うべきではないかと、私は逆に思う。
委員	(意見)同じ意見である。

委員	(意見)もしここで我々の意見が 19.59%の改定を答申するとして、市議会にも上げていくわけだが、上げる理由や根拠を説明しなければ、一般市民に理解してもらえないのではないか。
委員	(意見)逆にそれを入れなければ、議会での話の土台に乗ってこないという話になり、そういうものを入れたうえで議会で議論してもらい、市民がそれは高い、それは必要ないと反応をするのであれば、それはよいと思うが、まずは土台に上げるべきなのではないかと思う。
委員	(意見)委員としての答えは一つであるという答えを出さなくてもよろしいか。そういう意見があったということでもよいのか。
委員	(意見)そういう意見があったということで、それはよい。
委員	(意見)他の委員からも意見があり、それはその通りだと思うが、我々が話を聞いてきた中で、値上げをせざるを得ないという話もあったということで、二本立てで構わないというのであれば、それで十分かと思う。
委員	(意見)二本立てでも構わないが、それは答申案を作る時点で、審議会として0.1%上乘せしないと将来的に負担を先送りするので、そのように答申案を作るのではないのか。どちらもよいという答申案はないと思うのだが。
委員	(意見)そういった意見もあったという答申でもよい。
委員	(意見・質疑)新聞の記事で 18.36%が前にも出ていたが、市民がこの数字を認識しているとしても、資産維持費を入れる必要があるのではないかという意見を答申案の中に入れていけば、ある程度理解は得られるのではないか。18.36%と決めてしまったような数字で出ているが、どういうことでこの数字が新聞報道されたのか。
事務局	(応答)8月の審議会で2つの改定率を示して、その中で 18.36%以上という表現にしていた。意図としては 18.36%以上というところで書かれているのかと理解している。

<p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p>	<p>(意見)改定率については、データの積み上げをした結果の報告があり、料金の公平さというところからいけば、0.1%を先延ばしにしても4年後にまたこういう審議がされると思うので、健全な体制を作るためには資産維持費を入れることがどうしても必要であると思う。</p> <p>(集約結果)改定率は最低限18.36%となり、資産維持費を上乗せするが、それに対する市民への十分な説明が必要である。</p> <p>(3)市民負担の激変緩和 市民負担の激変緩和として、段階的な引き上げ対応の必要性について。また、段階的な引き上げを行う場合、期間内(平成30年～平成33年)で行うか、期間をまたいで行うかについて。</p> <p>(意見)一気に引き上げると市民負担が大きいので、2年ごとに上げるべきではないか。</p> <p>(意見)激変緩和すべきである。</p> <p>(意見)2年ごとにすべきである。</p> <p>(質疑)2回に分けると経費はかからないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(応答)資産維持費を含めるということであるので、段階的に引き上げをする場合、資料5ページの下段、段階的引き上げの欄で、①に対して水道料金が452,000千円減ることになる。基本的には、できるだけ未来に向けて借金を抑制しながら、更新事業をこれからも進める必要があるという状況であり、452,000千円減収になると、その分の借入金が増える。①と②で0.16%、次期の改定率が変わってくるが、8年間の金利負担の部分でそれが大きくなる。借金は40年償還であり、40年間にわたり金利負担が452,000千円分増え、元金も返すという負担が出てくる。改定を2回行った場合の費用面については、料金は全てシステムで動かしており、料金改定の際には確認作業を全部行うこととなるので、事務は2回となるが、大きく経費に跳ね返ることはない。</p>

	<p>(集約結果)4年間の算定期間内で段階的に引き上げを行う。</p> <p>(4)料金体系 住宅用と住宅用以外の料金の差額の見直しなど、生活用水に配慮した料金体系の検討について。</p>
委員	(質疑)住宅用以外を何%にすると住宅用が何%になるか。
事務局	(応答)住宅用が何%緩和されるかというシミュレーションは行っていないが、件数では、使用水栓のイメージで考えていただければよいが、住宅用と住宅用以外の比率は、おおむね住宅用以外が1に対し、住宅用が10倍の水栓の調定件数となっている。水量については、住宅用以外が1に対し、住宅用が2.6倍程度になっている。このため、従量料金と基本料金のどちらで緩和するかによっても変わってくるが、住宅用以外に対して住宅用が件数も使用水量も多いので、それを踏まえて今後の試算を行っていくことになる。
委員	(意見)単純には計算できないかと思う。
委員	(意見)住宅用が基本であるので、他都市の比率と同じように上げていくことをすれば、今後人口減少になって負担者がどんどん減っていくので、その部分は上げていくべき。
委員	(意見)企業も多いので一筋縄ではいかないかと思うし、今後の検討課題でもいいと思うが、全道的な平均に近づけていってもいいのではないかと思う。
委員	(意見)見直しをした方がよい。
委員	(意見)見直しをした方がよい。住宅用以外で負担が大きくなるということであれば見直さなければいけないが、住宅用が安くなるのであれば、圧倒的に件数も多いので、比率を見直していくべき。
	(集約結果)生活用水に対してより配慮した料金体系を検討するこ

	とが望ましく、住宅用と住宅用以外での比重の見直しを検討すること。
	(5)その他 減免について
委員	(質疑)以前、委員から減免の話があったということだが。
委員	(応答)料金体系には載らないと思うが、付帯意見としては載せることは可能。
委員	(質疑)生活困窮者等への配慮を考えてほしいという話があったと思うが。
委員	(応答)低所得者世帯に重い負担がかかってくるので、軽減が必要と思うが、審議会で検討しましょうという話になっていたと思う。
事務局	(補足)下水道事業では、減免制度はあるという説明をした。
委員	(応答)前回、前々回の事務局からの話では、料金体系として減免制度を採用することは難しいという話があった。ただし、付帯意見として答申をすることは可能という話はした。
委員	(意見)ここで話にはあげたが、減免制度を採用してほしいという特別な思いはない。ただ、普段仕事をしている中で、非常に生活に困っており、借金をしている方も結構いると聞いている。そういったこともあり、今回値上げをするという話に対して、聞いてみただけである。
委員	(意見)ここは審議会なので、思うように言っていいたいと思う。2か月に1回徴収になっているが、金額が大きいので、1か月に1回徴収にした方がよいだとか、生活困窮者に対する水道としての減免措置を検討していただきたいなど、審議会だから委員が集まってそういう答申をするのであるから、それは全然出しても問題ないと思う。

委員	(意見)22年度に2か月に1回の隔月検針を開始して、若干苦情があったという話があり、その後はあまりないという話があったが、皆様がどう思っているかが気になっている。なので、他の委員が話をしたように皆様がそう思うのであれば私もお願いしたいと思う。
委員	(意見)この前の話で賛同した部分があり、そういう部分を配慮してほしいという思いを皆様がご持ちであれば、意見として出してもいいのではないかと。 (集約結果)低所得者等への支援策の検討を求めるということを付帯意見としてまとめる。
事務局	(補足)当審議会は、市長より委員の皆様に料金のあり方について諮問しており、原則公開で行うこととされていることから、報道機関が傍聴し、最低でも18.36%の改定率が必要という内容の記事にしたと思われる。今後、答申いただいた後に、議会の常任委員会にその旨報告し、答申結果を踏まえ、北見市として今後それぞれの料金についてどうするかを決めて、また議会の方に説明を行い、改定が必要な状況であれば条例改正という手順を踏んでいく。
	2.下水道使用料 (1)改定の要否
委員	(意見)今回の料金を維持したままでも大丈夫というような話があったが、それであればあえて値上げをする必要はないのでは。
委員	(質疑)緊急にひっ迫している状況でなく、維持しているという状況か。
委員	(応答)前回までの説明では、水道料金ほどひっ迫しておらず、当面は安定するとの説明があった。
委員	(質疑)先ほどの資料の中で、資料3ページに掲載されているとお

	<p>り、下水道使用料が平成 26 年度に 3.54%、80 円台で上がっているが、これは審議委員からの意見なのか、それとも市議会から話があり引き上げたのか。</p> <p>事務局 (応答)下水道については資金不足となっており、経営再建を図っているところである。3 ページで、6 番目の平成 22 年で 17.37%、平成 26 年度で 3.54%ということで、資金不足解消のために料金の引き上げを行った。7 番目の平成 26 年度の引き上げについても、今回と同じような形で諮問を行い、答申書も前々回紹介をしたが、具体的な改定率は掲載されていない答申書となっており、必要最小限の中で引き上げをやむを得ないという意見をいただき、改定率を算定し、3.54%とした。</p> <p>委員 (補足)今回は見送るという意見があった。</p> <p>(集約結果)現行料金を維持する。</p> <p>委員 その他として今回は見送るが 4 年後再度検討する必要があるという但し書きが必要になると思うがどうか。</p> <p>委員 (集約結果)今回は料金改定を見送るが、4 年後は再度検討する必要があることを盛り込む。</p> <p>委員 (説明)また、これを踏まえて、正副会長で答申(案)を作成し、次回の審議会で皆様に示す。</p>
<p>議題</p> <p>2.下水道計画区域の縮小について</p> <p>(1) 水道事業の全国的な状況について</p> <p>(2) 下水道区域について</p> <p>(3) 区域縮小方針</p> <p>(4) 今後のスケジュール</p>	
	<p>以前、当上下水道審議会において、下水道未整備区域について適切な汚水処理を進めるため、計画区域の見直しの必要性について報告したが、今回は下水道計画区域の縮小として見直し案を作成したため報告する。</p>

資料 7 ページ。

(1)北見市における下水道の現状と課題について、北見市の下水道は、昭和 38 年に供用開始して以来、快適な生活環境の改善と、公共用水域の水質保全などを目的に整備を進め、平成 28 年度末の下水道人口普及率は 94.6%と高い普及率になっているが、未整備となっている未普及地域については、主に人口密度が低い郊外など、下水道施設の整備が進んでいない地域となっている。また、近年では、人口減少や多くの老朽化施設の改築更新の時期を迎えている中で、下水道施設の拡張整備を進めることは厳しい状況となり、課題となっている。また、国からは、汚水処理を所管する国土交通省及び農林水産省並びに環境省の 3 省が連携し、未だに適切な汚水処理が行われていない地域は、早期に汚水処理が可能な合併処理浄化槽の設置などを導入し、計画的かつ効率的な施設整備の促進に努めるよう求められていることから、今後の人口減少などによる汚水量の減少を見据え、現在の下水道計画区域の未整備区域について、市長部局と連携し、見直しの検討を行った。

ページ下段の見直しにあたってのイメージ図は、国土交通省のホームページから抜粋しているが、右側に赤表示の人口密度が高い市街地は、下水道などによる集合処理が効率的であり、左側に青表示の人口密度が低い郊外では、合併処理浄化槽による個別処理の方が効率的であることを示している。

資料 8 ページ。

(2)下水道区域について、2 種類の下水道計画区域について説明。

①の全体計画区域は、概ね 10 年から 20 年後を計画期間とした長期的な見地から設定し、終末処理場をはじめとする下水道施設規模の決定の根拠となる。②の事業計画区域は、全体計画区域のうち、5 年から 7 年を計画期間として、下水道法の規定により定める区域となっている。

(3)区域縮小方針について、下の図を用いて説明。上段に、現状の下水道計画区域のイメージ図を、下段に見直し案のイメージ図を掲載。上段、現状の①全体計画区域は、青色表示の部分と、②事業計画区域の赤色表示及び緑色表示部分を含め、全体計画区域として示している。また、②事業計画区域は、赤色表示及び緑色表示部分を示している。下段の見直し案としては、今後の人口減少などによる汚水量の減少を見据え、下水道計画区域の未整備区域について見直しの検討を行い、現状図の青色表示の①の全体計

	<p>画区域を、②の事業計画区域まで縮小することを基本方針とし、また、現状図に緑色表示の②事業計画区域内の未整備区域についても、縮小する予定としている。見直し後の下水道計画区域で、外側の白地部分については、人口減少などにも柔軟に対応できる合併処理浄化槽による個別処理の汚水処理区域を予定している。詳細については、9ページの北見市下水道計画区域見直し箇所図(案)を参照。北見処理区は図の中央部、及び、仁頃地区については中央上部に、端野処理区は図の右上に、常呂処理区は図の左下、留辺蘂処理区については図の左上に掲載。また、凡例として、現状から見直し案の凡例をそれぞれ右下に掲載したのであわせて参照。北見処理区及び端野処理区については、青色表示の全体計画区域、および緑色表示の事業計画区域を見直し、縮小する予定としている。左下の常呂処理区は、青色表示の全体計画区域を縮小し、左上の留辺蘂処理区については、既に全体計画区域と事業計画区域が同一となっているため、見直しの対象ではない。</p> <p>資料8ページ。</p> <p>下段の(4)今後のスケジュールについて、下水道法に規定されている事業計画区域に係る見直しについては、住民説明を行うとともに、全体計画区域に関しては、パブリックコメントによる意見聴取を行い、最終的な見直し区域を定めたのち、当上下水道審議会へ報告し、法令等に基づく、事務手続きを行う予定となっている。</p>
委員	(質疑)このことについては今後具体的に審議していくということによろしいか。
事務局	(応答)今後、個別的に住民説明を行い、パブリックコメントを行いながら事務手続きを進めていく予定である。色々なところから意見を聴取し、見直し区域が正式に定まった時点で、再度上下水道審議会で報告させていただきたいと思っている。